

工 支給月

毎年2月（前年の10月～1月分）、6月（2月～5月分）及び10月（6月～9月分）の3期に支給します。

オ 異動・採用時に係る留意事項

- (ア) 受給者が任命権者を異にして異動した場合（例 道知事部局から道教委部局への異動等）
- a 異動前の所属における手当の支給は、異動発令日の前日の属する月で終了します。
 - b 当該受給者は、新たに認定の請求を行う必要があります。
なお、月の初日に異動した場合、異動発令日から15日以内に認定請求を行ったときは、異動発令日の属する月分から手当が支給されます。
- (イ) 受給者が新たに職員（短期組合員を除く）となった場合
- a 公務員（短期組合員を除く）以外又は被用者でない者から職員となった場合
採用日の属する月までは、住所地の市町村において支給されます。例えば、民間会社や国立大学附属学校職員を3月31日付けで退職したものの、被用者※でない自営業者やパートタイマー等から4月1日付けで職員となったもの、公立学校共済組合の一般組合員ではなかったものが4月1日付けで新規採用職員等、公立学校共済組合の一般組合員となった場合、児童手当等の受給権は、認定権者が住所地の市町村長から北海道教育委員会教育長に変わる4月1日に消滅するため、4月分までは市町村において支給されることとなります。
なお、職員は、新たに認定の請求を行う必要があります。
 - b 他の公務員（市町村立高等学校教員、国・他の地方公共団体職員）から引き続き職員となった場合
退職日の属する月までは、退職前の勤務先において支給されることとなります。例えば、市町村立高等学校等を3月31日付けで退職し4月1日付けで職員となった場合、3月分まで市町村立高等学校等において支給されます。
なお、職員は、新たに認定の請求を行う必要があります。（この場合、退職後15日以内に請求を行ったときは、4月分から支給されます。）

※…被用者とは、民間会社に勤務する者等で、全国健康保険協会や健康保険組合といった社会保険被保険者である者をいいます。また、独立行政法人の職員（国立大学附属学校職員等を含む。）についても、被用者として取り扱うこととされています。
自営業等の国民健康保険被保険者や専業主婦・パートタイマー等で社会保険の被扶養者である者は、被用者でない者となります。

注 公務員（短期組合員を除く）以外又は被用者でない者から職員となった場合で、採用日前に住居を移転したときは、当課への請求のほかに、転居後の市町村にも児童手当の請求が必要になりますので、ご注意願います。
【事例】
4月1日付け新規採用職員が、3月31日付けで旧住所地から転居し、3月31日以降、新住所地へ転入した場合は、新住所地の市町村へ請求が必要になります。

児童手当等における公務員の範囲

児童手当法に規定する公務員の範囲については、国又は地方公共団体が使用者の立場から共済組合の長期給付に要する費用にあてるための負担金を負担している者の範囲と同一としているところです。
当該公務員の範囲には、退職者（専従退職は除く。）、停職者、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員、外国派遣職員、育児休業職員、育児短時間勤務職員、任期付育休代替職員等を含みます。

■ 公立学校共済組合に加入していない職員及び公立学校共済組合短期組合員は、居住している市区町村へ請求してください。

【参考】

1 提出書類及び添付書類

(1) 請求又は届出が必要な場合

区 分	提 出 書 類	添 付 書 類
新たに受給資格が生じた ・第1子出生 ・新規採用、期限付採用 ・組合専従等からの復職 ・公立学校共済組合の組合員でなかったものが公立学校共済組合の一般組合員となった場合 ・公立学校共済組合の短期組合員が公立学校共済組合の一般組合員となった場合等 ・他の公務員（市町村立高等学校教員、国・他の地方公共団体職員）から引き続き職員となった場合 ・知事部局からの異動等 ・現況届の審査をした結果、職員が生計を維持する程度の高い者と判定され、配偶者に対して支給事由消滅通知書が交付された場合 ・現況届の審査をした結果、特例給付の対象外となり児童手当等の受給資格を喪失した職員が、翌年以降に所得上限額未滿となり児童手当等を受給する場合	児童手当・特例給付認定請求書（別記第1号様式）	① 職員及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し ② 職員の所得証明書（※注1） ③ 配偶者の所得証明書（※注2） （②及び③の証明書は支給開始月が1月～5月までの月分請求の場合：前年度（前々年の分の所得）のもの、6月以降の月分の請求の場合：当該年度（前年分の所得）のもの）※注3 ④ 現況届の審査をした結果、職員が生計を維持する程度の高い者と判定され、配偶者に対して支給事由消滅通知書が交付された場合は、市町村等が発行した「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」等の写し（児童手当・特例給付の支給事由が消滅した日が記載されているもの）
増額改定（第2子以降の出生等）	児童手当・特例給付額改定認定請求書（別記第4号様式）	① 職員及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し
減額改定（児童の死亡等）	児童手当・特例給付額改定届（別記第4号様式）	
受給者の毎年6月1日現在の現況の審査	児童手当・特例給付現況届（別記第6号様式）	① 職員及び児童の属する世帯の全員の住民票の写し ② 職員の所得証明書（※注1） ③ 配偶者の所得証明書（※注2） （②及び③の証明：当該年度（前年分の所得）のもの）
受給者又は支給要件児童の氏名変更	児童手当・特例給付氏名変更届（別記第8号様式）	
受給者又は支給要件児童の住所変更	児童手当・特例給付住所変更届（別記第8号様式）	① 住所を変更した者の属する世帯の全員の住民票の写し
受給者の支給事由消滅	児童手当・特例給付受給事由消滅届（別記第9号様式）	
受給者の死亡時に手当の未支払がある場合	未支払児童手当・特例給付請求書（別記第10号様式）	

※注1 所得証明書は、児童手当用の所得証明書（所得控除の内容、扶養親族数が記載されているもの）を提出すること。

※注2 配偶者の所得証明書（児童手当用）は、次の職員を除き提出すること。

- (1) 職員の所得証明書により、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けていることが確認できる職員
- (2) 離婚協議中等で、生計を同じくしない配偶者と別居し、対象児童と同居している職員

※注3 5月に6月が支給開始月となる新規認定請求を行う場合は、添付書類として当該年度（前年分の所得）に係る児童手当用所得証明書の提出が必要となりますが、請求時において証明書の提出が間に合わないことから（6月以降の発行のため）、いったん出生日から15日以内に新規認定請求のみを行い、後日、関係市町村において当該証明書の発行が可能となり次第、遅滞なく提出してください。

注 「住民票の写し」は、市区町村から交付されたものの原本のことを指し、コピーのことではありません。提出に当たっては、個人番号及び住民票コードの謄写を省略し、それ以外の記載事項は省略しないものを添付してください。
添付する住民票の写しの証明日は、事実発生日以降の日付となるものを提出してください。

(2) (1)のほか、提出を必要とする場合

提出を必要とする場合	提出書類
児童が職員の子であり、職員がその児童と別居しており、かつ当該児童に係る扶養手当が職員に支給されていない場合	・児童手当監護生計同一申立書（別紙様式）
児童が海外留学により日本国内に住所を有しない場合	・海外留学をしている旨の申立書（様式第1号） ・留学先の学校の在学証明書 ・留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等
職員が未成年後見人として請求した場合	・未成年後見人である旨の申立書（様式第2号） ・児童の戸籍抄本等
職員が父母指定者として請求した場合	・市町村から発行された父母指定者指定届受領証 ・父母等の居住状況が分かる書類等（児童と別居している場合は、児童の状況が分かる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等））
職員が「同居優先」の要件により請求した場合（離婚協議中である場合）	・離婚協議中である旨の申立書（様式第3号） ※ 次のいずれかの離婚協議中であることを明らかにできる書類を申立書に添付すること。 ア 離婚協議申入れに係る内容証明郵便の謄本 イ 調停期日呼出状の写し ウ 家庭裁判所における事件係属証明書 エ 調停不成立証明書等
児童が職員自身の子でない場合（職員が養子縁組済、未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）	・父母とその児童との養育関係及び職員とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類

(3) 届出が不要な場合

ア 児童の区分が変わり、減額となる場合

- (ア) 児童が3歳に満たない児童から3歳以上小学校修了前の児童となった場合
- (イ) 児童が3歳以上小学校修了前の児童から小学校修了後中学校修了前の児童となった場合
- (ウ) 小学校修了後中学校修了前の児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合
- (エ) 児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合

イ 消滅となる場合

- (ア) 小学校修了後中学校修了前の児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合
- (イ) 受給者が退職、派遣や組合専従等への休職又は知事部局への異動した場合
(ただし、改めて認定の請求が必要です。)

2 児童手当の所得制限限度額表（施行令第1条：平成24年6月分以降）

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上	1人につき、38万円加算

(注) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の金額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

3 特例給付の所得上限額表（令和4年6月分から）

扶養親族等の数	所得額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円
4人	1010万円
5人	1048万円
6人以上	1人につき、38万円加算

(注) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の金額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

4 支給額例

3歳未満	児童の区分			児童手当の額
	3歳以上 小学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	18歳到達 年度末まで	
●				15,000円
● ●				30,000円
●	◎			25,000円
●	◎ ◎			35,000円
● ●	● ◎ ◎			65,000円
●		◎		25,000円
●	● ◎	◎		50,000円
●	●	◎ ◎		50,000円
●	◎		○	25,000円
●	● ◎		○	40,000円
	●	◎	○	25,000円
	●	◎	○ ○	25,000円

●：月額15,000円の支給対象となる児童

◎：月額10,000円の支給対象となる児童

○：支給額の算定基礎とならない児童

注1 児童手当の場合の例であり、特例給付の場合は、5,000円×中学校修了前の児童数となります。

2 3歳未満の児童と小学校修了前までの3人目以降の児童が、15,000円支給対象となります。